

奈良県告示第二百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年十一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名		施術所の名称及び所在地	
大儀里緒	旧	変更事項	変更年月日
	新		
山根整骨院 天理市川原城町 三六八一		（施術者の氏名） 榎本里緒	平成三十一年四月十一日
		（施術者の氏名） 大儀里緒	